

横浜市内 介護サービス事業所・介護保険施設
運営法人代表者・管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長
高齢施設課長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（その3）

各施設におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため日々ご対応いただき、心より御礼申し上げます。

現在、首都圏を中心に感染拡大が続き、政府は4月7日付けで「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）」第32条に基づく緊急事態宣言を発令し、緊急事態措置を実施すべき区域の1つに神奈川県全域を指定しました。

これを受け、神奈川県では政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の「基本的対処方針」で示された重要事項を基に、令和2年4月7日から5月6日までの間、緊急措置を行うこととし、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定めました。

同方針において、「高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。」と、緊急事態宣言時に「事業の継続」が求められる事業者として、介護老人福祉施設等の高齢者施設（短期入所を含む）等が例示されました。

事業の継続に際し、感染拡大の防止に取り組んでいただくと共に、特に新規利用者を受け入れる場合には、外部からウイルスを持ち込むリスクが高いため、新規利用者の健康状況の把握を充分に行う等、適切にご対応をお願いいたします。

今後の感染拡大の状況や、利用者または職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、介護サービス事業所に休業の要請を行う場合がありますので、介護保険最新情報 Vol. 808「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」を確認し、全職員に周知等を徹底すると共に、「新型コロナウイルス対応状況チェックリスト（改訂版）」もご活用いただき、引き続き感染防止対策に万全を期すようお願いいたします。

【参考】

- ・「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/20200407_policy.html
- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（介護保険最新情報 Vol. 808）
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku/detail-list?bun=020060090>
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」（介護保険最新情報 Vol. 809）
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku/detail-list?bun=020060090>
- ・「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について（その2）」（介護保険最新情報 Vol. 810）
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku/detail-list?bun=020060090>
- ・「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

- ・「新型コロナウイルス対応状況チェックリスト（改訂版）」（横浜市）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.html>

担当：横浜市健康福祉局介護事業指導課

TEL:045-671-3413（居宅サービス）

TEL:045-671-3466（地域密着型サービス）

担当：横浜市健康福祉局高齢施設課

TEL:045-671-3923・4117

（施設系サービス・居住系サービス）